



「西東京市」特定行政庁に伴う定期検査報告の変更について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より定期検査報告制度の円滑な運用に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西東京市は、平成29年4月から建築基準法第4条第2項の規定による建築主事を置き、特定行政庁となります。これに伴い、今まで東京都にて扱っていた「西東京市内」の建築に関する確認・検査等、建築基準法に基づく業務並びに関連業務を市が行うこととなります。

つきましては、次のとおり連絡しますので、定期検査報告書の提出、及び行政確認に対し注意をお願い致します。また、貴社内関係者各位への周知を併せてお願い致します。ご不明な点がございましたら、当協議会 業務部までお問い合わせください。

記

1. 「西東京市」提出 定期検査報告書

(1) 対 象：昇降機・遊戯施設 設置建築物の所在地が「西東京市」である物件

(2) 開 始：平成29年4月3日(月) 東京都昇降機安全協議会 受付分より

(3) 定期検査報告書の変更点

① 特定行政庁 宛先が「西東京市長」となります。

上記 開始日より、対象物件の定期検査報告書の宛先は「東京都多摩建築指導事務所長」では原則的に受付できなくなります。暫らくの移行期間は考慮しますが、「西東京市長」とすることへの徹底をお願い致します。

② 「西東京市」所有 昇降機は、建築基準法第12条4項扱いとなり、定期検査報告の対象外となります。前年度報告した検査会社に別途リストにて連絡致します。

2. 西東京市の窓口：

西東京市都市整備部建築指導課構造設備係

住所：〒202-8555

西東京市中町1-5-1 保谷庁舎4階

電話：042-438-4026 (平成29年3月31日まで)

042-438-4018 (平成29年4月1日以降)